

大切なお知らせ Vol.3

※令和6年10月25日時点の情報です

宮崎市から支援策のご案内です

台風10号で被害を受けた世帯に対する支援策として、住家に大きな被害のあった世帯への「生活再建支援事業」及び「災害時安心基金支援金事業」の案内が始まっています。その他、各支援策については以下のとおりです。



宮崎市の支援策

支援策	内容
<p>現金給付</p> <p>見舞金支給事業</p> <p>【地域包括ケア推進課】</p> <p>【TEL:21-1773】</p>	<p>台風10号に伴う「一部損壊以上」の住家被害を受けた全ての世帯を対象に、見舞金を支給します。</p> <p>〈対象〉…住家被害(一部損壊以上)を受けた全ての世帯 ※市が実施している被害調査で被害を確認した住家及び罹災証明書交付申請により市が認定した住家の世帯</p> <p>〈支給額〉…①全壊 5万円 ②大規模半壊、中規模半壊 3万円 半壊、準半壊、一部損壊</p> <p>〈案内〉…市役所から対象者の方へ、順次案内を送付 〈支給方法〉…世帯主の指定した金融機関の口座へ振込み</p>
<p>現金給付</p> <p>生活再建支援事業</p> <p>【福祉総務課】</p> <p>【TEL:21-1754】</p>	<p>台風10号に伴う「準半壊以上」の住家被害を受けた世帯を対象に、被害程度に応じて支援金を支給します。</p> <p>〈対象〉…住家被害(準半壊以上)を受けた全ての世帯 ※市が実施している被害調査で被害を確認した住家及び罹災証明書交付申請により市が認定した住家の世帯</p> <p>〈支給額〉…①全壊、大規模半壊 30万円 ②中規模半壊、半壊 20万円 ③準半壊 10万円</p> <p>〈案内〉…市役所から対象者の方へ、順次案内を送付 〈支給方法〉…見舞金受給の登録口座に振込み</p>
<p>現金給付</p> <p>宮崎県・市町村 災害時安心基金 支援金事業</p> <p>【福祉総務課】</p> <p>【TEL:21-1754】</p>	<p>台風10号に伴う「半壊以上」の住家被害を受けた世帯を対象に、県と市町村が共同で設置した基金から支援金を交付します。</p> <p>〈対象〉…住家被害(半壊以上)を受けた全ての世帯 ※市が実施している被害調査で被害を確認した住家及び罹災証明書交付申請により市が認定した住家の世帯</p> <p>〈支給額〉…①全壊 20万円 ②大規模半壊 15万円 ③中規模半壊、半壊 10万円</p> <p>〈案内〉…市役所から対象者の方へ、順次案内を送付 (生活再建支援金の案内に合わせて送付します) 〈申請方法〉…案内に同封の支援金交付申請書を市に提出</p>

その他の支援策
について

その他の「生活支援」、「住宅支援」、「市税等の減免」、「事業者支援」などについては、市ホームページ等をご覧ください。



支 援 策	内 容
<p>現物給付</p> <p>日常生活に必要な 最小限度の部分の修理 【公共建築課】 【TEL:21-1803】</p>	<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理に対して、その費用の一部または全部を市が業者に支払います。</p> <p>〈対 象〉…①大規模半壊・中規模半壊・半壊 ②準半壊 〈限 度 額〉…①1世帯当たり 717,000円以内 ②1世帯当たり 348,000円以内 〈完了期限〉…令和7年8月28日(木)まで</p>
<p>資金貸付</p> <p>災害援護資金貸付金 【福祉総務課】 【TEL:21-1754】</p>	<p>被災された世帯の世帯主へ、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>〈対 象〉…負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ※但し、世帯の所得合計額による 〈限 度 額〉…150万円～350万円(被害状況等による) 〈利 率〉…保証人あり 0%(据置期間中は無利子) 保証人なし 1.5%(据置期間中は無利子) 〈償還期間〉…10年(据置期間3年もしくは、特別な事情がある場合は5年を含む) 〈申込期限〉…令和6年11月29日(金)まで</p>
<p>上下水道料金の減免 【上下水道局料金課】 【TEL:26-7518】</p>	<p>被災された上下水道使用者に対し、水道料金の減免を行います。</p> <p>〈対 象〉…住家等に被害を受けた上下水道使用者 〈支 給 額〉…①準半壊以上 全額減免(1検針期(2か月分)) ②一部損壊 基本料金半額減免(1検針期(2か月分)) 〈案 内 〉…①の対象者の方へ、順次案内を送付 〈申請方法〉…案内に同封の申請書を市に提出 (床下浸水、一部損壊の方は、上下水道局で被害調査にて確認するため、申請不要) 〈そ の 他〉…上下水道局では「給水装置工事の手数料減免」も実施しております。詳しくは市ホームページをご確認ください。</p>
<p>公営住宅の提供 【住宅課】 【TEL:21-1804】</p>	<p>被災によりお住まいにお困りの方に対して、公営住宅を家賃等免除で提供します。</p> <p>〈対 象〉…罹災証明書の交付を受けた方(後日提出可) 〈利用期間〉…原則3か月(1年間まで延長可能) 〈そ の 他〉…光熱水費等は自己負担</p>
<p>こころとからだの健康 【地域保健課 各保健センター】</p>	<p>災害によるこころとからだの変化について心配があるときは、各地区の保健センターにご相談いただけます。</p> <p>〈保健センター〉…市中央保健センター(TEL:29-5281) 市総合福祉保健センター(TEL:52-1506) 佐土原保健センター(TEL:73-1115) 田野保健センター(TEL:86-0117) 高岡福祉保健センター(TEL:82-5294) 清武保健センター(TEL:85-1144) 〈利用時間〉…8:30～17:15(土日祝日・年末年始はお休みです)</p>
<p>罹災証明書・被災届出 証明書の発行 【危機管理課】 【TEL:21-1730】</p>	<p>建物などに被害を受けた方に対し、罹災証明書・被災届出証明書を発行します。</p> <p>〈対 象〉…①罹災証明書 災害により被害を受けた住家(現実に居住のために使用している建物) ②被災届出証明書 災害により被害を受けた非住家又は動産(空き家、車庫、カーポート、物置、倉庫、自動車など) 〈申請期限〉…災害発生から原則3か月以内</p>